

## 令和8年度市政懇談会 区・自治会等からのご意見・ご要望

### 内容

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 【災害対策・防犯】 .....           | 2  |
| 【巡回バス・タクシー利用・高齢者施策】 ..... | 3  |
| 【環境・ごみ】 .....             | 5  |
| 【道路】 .....                | 9  |
| 【河川・水路】 .....             | 14 |
| 【空家対策】 .....              | 21 |
| 【学校給食・子育て】 .....          | 21 |
| 【文教施設・設備】 .....           | 24 |
| 【下水道】 .....               | 26 |
| 【その他】 .....               | 27 |

※ご意見の内容、区・自治会名などを省略し記載しています。

## 【災害対策・防犯】

### 【意見・要望】 災害用トイレカーの導入予定

災害時のトイレ対策に岩出市ではトイレカーの導入予定はあるのでしょうか。  
また、導入予定があるのでしたら、台数と運用はどうするのでしょうか。

### 【回答】

本市では、トイレカーの導入予定はありませんが、令和7年度にトイレコンテナを1台購入しております。

平時は、若もの広場のトイレとして活用し、災害時には、マンホールトイレ等が無い避難所へ必要に応じて配備する予定としております。

なお、今年度もトイレコンテナを1台追加購入予定です。

(総務部総務課危機管理室)

### 【意見・要望】 消防団員の現状について

毎年団員確保に向けた取り組みをしているが、消防団員を確保するのが困難な状況です。今後毎年2名程度の退団が予定されており、将来的に単独での消防団活動が困難になってしまう可能性があります。消防団活動を継続させる方策として、消防団の再編や統合について市としての見解をお伺いしたい。

### 【回答】

消防団員のみなさまには、平素から昼夜を問わず防火防災活動に格別のご理解とご協力をいただいておりますこと、誠に感謝を申し上げます。

入団者の確保については、毎年退団者に代わる新たな団員の人選について、各地域や部隊で大変ご苦勞をいただいているのが現状で、年によって団員数の増減がございます。

団活動については、各部隊、分団ごとの活動を基本としておりますので、現在のところ、部隊の再編成や近接地域などでの統合についての考えはありません。

(総務部総務課危機管理室)

### 【意見・要望】 放送設備設置依頼

以前より団地として放送設備（スピーカー）の設置を依頼しています。岩出放送が聞こえないという声も多くなっています。今一度ご検討をお願いします。

### 【回答】

以前、設置による影響等（スピーカーの近くで音がうるさいなど苦情）で撤去した経緯がございますので、ご要望の地区への放送設備整備の予定はございませんが、全住民の方の同意が得られるようであれば、検討してまいります。

なお、防災行政無線が聞こえにくい場合、平常時でも、市内放送電話応答サービスにより放送内容等をご確認いただけるほか、放送内容を岩出市安心・安全メール配信サービス

でもお知らせしております。

また、市内放送を屋内でも聞くことが出来る戸別受信機貸与事業も実施しておりますのでご活用ください。

市内放送電話応答サービス：0120-77-2141（フリーダイヤル）

岩出市安心・安全メール配信サービス：<https://mail.cous.jp/iwade/>

岩出市 LINE 公式アカウント



防災行政無線戸別受信機貸与事業（1台 3,000円）

※65歳以上の世帯、身体障害者手帳等交付を受けられている方がいる世帯は無償

（総務部総務課危機管理室）

【意見・要望】 地域避難場所の管理について

隣接団地内にある地域避難場所（公園）の草や木が生い茂り地域避難場所としての使用が困難ではないかと思われます。公園内の樹木については、枝の剪定などがされているようですが、雑草やつる草が伸び放題になっております。

この公園に限らず、市内の公園内の草刈りなどは、定期的に実施されているところと、そうでないところがあるようですが、地域避難場所として指定されている公園については、定期的に草刈りなどを行い、災害時にいつでも使用できるように市役所で管理していただきたいと思います。

【回答】

公園内の日常管理については、住民の皆さまにお願いしているところですが、高さのある樹木については繁茂の規模が大きく管理が困難であることから定期的に市で実施しているところです。草刈り等の日常管理については、引き続き住民の皆さまによる管理をお願いいたします。

（総務部総務課）

【巡回バス・タクシー利用・高齢者施策】

【意見・要望】 市のバス停増設

市のバス停ですが、吉田のコンビニエンスストア前に停留所を作ってほしいです。

【回答】

現在のところ、岩出市巡回バスのコース変更や停留所増設の予定はありませんが、利便性の向上につながるよう、今後も引き続き岩出市地域公共交通協議会で研究等を行ってまいります。

（総務部総務課）

【意見・要望】 巡回バスの増便

高齢者の自動車事故が多くなってきております。免許証を返納したいと思っても、

岩出市に住んでいるとバスの便数が少なくて不便でなかなか返納しにくいです。

巡回バスの運賃は、65歳以上の方は市役所で申請すれば無料になっています。それを幾らか負担してでも増便を考えていただきたいです。和歌山市では70歳以上の方は乗り降りする毎に100円の運賃を支払っています。

岩出市巡回バスの増便も考えていただきたいです。私達住民の利便性も考えてください。

【回答】

巡回バスは高齢者をはじめとする交通弱者の方への買物・通院など、「地域内での日常生活の移動手段の確保」を主たる目的としており、「福祉バス」としての側面もあります。現在のところ、岩出市巡回バスの増便の予定はございませんが、今後も、利便性の向上につながるよう、引き続き岩出市地域公共交通協議会で研究等を行ってまいります。

(総務部総務課)

【意見・要望】 タクシー利用の件

知人から聞いたのですが、うちは両足がおぼつかなくて両耳も聞こえません。病院へ行くのもタクシーを利用しておりますが、要介護の人だけが無料で付添人は実費と聞きました。ひとりで乗り降りできるはずもなく、ついて行かないと何もできません。結局費用がかかります。私自身免許もありません。

【回答】

ご要望の件は、要介護認定者が通院時等に利用できる介護保険サービス「通院等乗降介助」のことと思われます。このサービスは通院の際の車両への乗車や降車の介助や移動等の介助、受診の手続き等を必要とする要介護認定者に対して行う「訪問介護サービス」で、利用者負担はサービス費の1~3割と別途運賃を支払います。原則として家族の同乗は想定されていませんが、認知症により家族がいないと不安定になる場合や痰の吸引が必要など、同乗が認められる場合がありますので、詳しくは、ケアマネジャーを通じて保険介護課へご相談ください。

なお、身体障害者手帳1級または2級をお持ちの場合は、同乗者も含め、社会福祉課で交付するタクシー利用券を利用することで、基本料金相当額の助成を受けることができ、加えて、身体障害者手帳をお持ちの方は、タクシー料金が10%割引となります。

(生活福祉部社会福祉課・保険介護課)

【意見・要望】 紙おむつの件

紙おむつの件でお尋ね致します。うちは要介護3でおむつの支給たいへんありがたいと思っています。いただいている分際で言うのも何なのですが、4月から支給のおむつののにどうして受付が4月に入ってからで実際の支給が4月末になるのでしょうか。

足りなくて自分で買いに行きました。なぜ3月は支給も受付もないのでしょうか。

【回答】

紙おむつ支給事業は年度単位の実施のため、申請は4月1日以降の受付とし、支給は事務処理に約2週間程度要しておりますが、今後は年度当初（4月）の受付については、3月中に事前受付を行うなどの対応により、4月に入った早い段階で1年分（4月から3月分）の給付券を送付するようにします。  
（生活福祉部保険介護課）

【環境・ごみ】

【意見・要望】 空地（休耕田）の雑草

当自治会と旧春日川堤に挟まれた休耕田の雑草の草刈りがされません。

周辺は大雨や台風でこれまでも浸水した経緯があります。この旧春日川堤や周辺里道は非常時避難道として活用が可能ですが雑草が里道に大きくはみ出し土木課で堤に敷いていただいた防草シートも覆いつくしているのが現状です。これでは非常時の避難道として使用できません。

またこの雑草は民家へも越境し害虫の発生やアレルギー症状が酷くなった等の報告も受けています。

昨年の市制懇談会で要望として述べさせていただいた後、生活環境課から地権者に幾度となく働きかけていただいたようですが現在まで除草されることなく放置されています（何年も放置） 困っていますので地権者へ除草される対応をお願いします。

【回答】

要望のあった場所は農地ではないため、耕作放棄地ではなく、空地の管理不全の土地として、所有者又は管理者に対し文書等での通知又は可能な範囲での面談による指導・助言をし、環境保全に努めていきます。

また、6月には雑草の草刈りを行っていたようですが、以前のように雑草の放置が続くようであれば、引き続き所有者又は管理者へ働きかけていきます。

（生活福祉部生活環境課）

【意見・要望】 外灯（街（路）灯）と防犯灯の考え方について

自治会の会員数が減少する中、自治会会計の中で、負担割合が増えてきている感がある。外灯は、街（路）灯、防犯灯と分類されているのでしょうか？

市として、管理している外灯は、どれだけあるのか、また、岩出市全体の現状をどのように把握されているのか、今までは、自治会が主体となって、防犯灯を設置してきた経緯があるように思うが、少なくとも幹線道路（路線バスが走っている道路）上の街（路）灯は、市が負担していただけないのでしょうか。

関連して、グラウンドの外灯も水銀灯のままで、外灯そのもののペンキが剥がれてき

ています。ＬＥＤへの交換、メンテナンスをお願いしたい。

【回答】

岩出市防犯灯設置要綱第２条第１項及び第２項により防犯灯は、道路を照明するものであって、電柱、電話柱又は市が設置する鉄柱に準ずるものに電灯（原則として、消費電力１０ワット以下のＬＥＤ灯に自動スイッチを取り付けた定額灯）を取り付けたものをいいます。

また、街路灯については、原則として２車線以上の道路に設置する歩道又は交差点に設置する道路照明施設のこととしています。

市で管理している外灯はどれだけあるのかにつきましては、市で把握している防犯灯は、３,７６６基です。内訳としましては、次のとおりです。

| 市     |      | 区・自治会 |       | 市及び区・自治会 |        | ＬＥＤ化率  |
|-------|------|-------|-------|----------|--------|--------|
| 生活環境課 | 内ＬＥＤ | 区・自治会 | 内ＬＥＤ  | 防犯灯合計    | 内ＬＥＤ合計 |        |
| ９１７   | ５５６  | ２,８４９ | １,７１４ | ３,７６６    | ２,２７０  | ６０.２８％ |

防犯灯設置及び維持管理等につきましては、岩出市防犯灯設置要綱に基づき設置基準や費用負担を定めていますので、ご理解とご協力をお願いします。

（生活福祉部生活環境課）

グラウンドの外灯のメンテナンスにつきましては、ＬＥＤ化も含めて順次対応してまいります。

（総務部総務課）

【意見・要望】街灯設置希望

自治会内公園と貯水タンクの境界あたりに街灯設置をお願いします。

現在の街灯との距離が離れすぎており民家も無い為とても暗いです。

【回答】

防犯灯設置につきましては、岩出市防犯灯設置要綱に基づき設置基準や費用負担を定めており、設置基準に適合すれば、防犯灯の設置費用は全額市負担、維持管理費用については全額自治会負担となっています。

ご要望の場所は防犯灯の設置間隔が３０ｍ以上無く、これ以上防犯灯を設置できない為、ご理解とご協力をお願いします。

（生活福祉部生活環境課）

【意見・要望】ヤードについて

岩出市内にヤードが目につくようになりました。

岩出市は住宅が多い街ですが住宅のすぐそばにあると心配です。

【回答】

住宅の近くに新たな施設ができることに対する、近隣住宅の方の不安や懸念について

は認識しています。

しかしながら、現在市内に点在するヤードは、土地の所有者又は事業者が、都市計画法をはじめとする関係法令の範囲内で、適法に土地を利用されている施設になります。私有地の財産権や営業の自由が法的に違反していない限り、行政が一方的に設置を禁止したり、撤去を強制したりする権限はありません。

本市としましては、今後も当該施設が法令を遵守し、適性に管理・運営されているか注視していきます。  
(生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】 スクラップヤードに関する条例について

現在、国において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、廃棄物処理やスクラップヤードに関する規制強化が進められております。しかしながら、当該法案の施行までには一定の期間を要する見込みであり、その間における生活環境への影響が懸念されます。

住宅街で既に稼働しているスクラップヤードに起因する騒音、振動、有害物質の流出の懸念、景観悪化等の問題が発生しており、近隣住民の生活環境に少なからぬ影響を及ぼしております。現行制度では対応が困難な側面もあり、早急な対策が必要だと思われます。

つきましては、国の法改正の施行を待つことなく、岩出市独自の条例を制定し、既存のスクラップヤードに対しても適正に関与・指導が可能となる仕組みを整備していただきたく、強く要望いたします。

具体的には、下記のような事項についてご検討いただければ幸いです

- 一、 スクラップヤードの設置及び運営に関する届出・許可制度の導入
- 一、 騒音・振動・有害物質の流出等に関する基準の設定および遵守義務の明確化
- 一、 既存事業者に対する改善指導および必要に応じた是正措置の実施
- 一、 周辺住民の苦情対応体制の整備

市民の安全で良好な生活環境を守るため、迅速かつ実効性のある対応を切にお願い申し上げます。

【回答】

令和8年の6月「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の一部改正に伴い、規制が難しかった有価物のヤードに対しても、全国一律で都道府県の許可制が導入されることになりました。今後は、新たな法基準に基づき、県や警察等の関係機関と協力し、住宅地周辺の良好な環境が守られるよう、取り組んでいきます。  
(生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】 都市計画について

本市のように用途地域が無指定の場合での最大のデメリットは、住宅地域特有の規制がないために、近隣にどのような建物が建つのか、あるいは住環境に合致しない土地利用がなされるのではないかとということが危惧され、すでに影響を受けている地域がありま

す。県内での用途地域の指定を行っているのは9市中8市で、岩出市は唯一無指定の「市」となっています。今更、用途地域を定めると既存不適格建築物が多すぎて收拾がつかないのならば、地方自治研究機構による「一般的には景観条例、特定のものとしてスクラップヤード条例や資材置場条例等」が、参考になるものと考えます。

特に開発行為に該当しない土地利用（車のストックヤード、金属類等のスクラップや資材置き場など）を規制する条例等が本市には必要ではないかと考えますが、見解をお聞かせ願いたい。

【回答】

用途地域は、都市計画法（第8条）に基づき地域ごとに建てられる建築物の用途や規模を定めるもので、ご質問の「車のストックヤード、金属類等のスクラップ」など、個別の業種を規制し、制限することはできません。また、「資材置き場」など建築を伴わない場合は、用途規制及び開発行為の対象外となるため、都市計画法による規制は難しいと考えます。

景観条例についても、建築物等の高さや色彩、土砂等の堆積高等の規制を行うものであり、スクラップヤード等の設置を規制できるものではありません。

なお、令和8年の6月「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の一部改正に伴い、規制が難しかった有価物のヤードに対しても、全国一律で都道府県の許可制が導入されることになりました。このことから、今後は、新たな法基準に基づき、県や警察等の関係機関と協力し、適正な運用となるよう注視していきますので、本市での規制に関する条例等の制定は必要ないと考えます。（事業部都市計画課、生活福祉部生活環境課）

【意見・要望】 一般家庭のごみ対策について

当区では、ごみ出しのマナーについての啓発は年間5・6回の機会を設けて、回覧はもとより評議員会や区民総会において、区長が直に説明するなど改善に取り組んでいます。このように自治会員向けの啓発を行っても限界があり、マナー違反の不法投棄が絶えない状況が続いているのが現状です。

本市では自治会加入率が60%を割り込んでいると聴いています。そこで、市として自治会未加入者を包括した啓発は、広報誌やHP以外ではどのように取り組んでいるのか、お聞かせ願いたい。

資源ごみのその他プラスチック類については、市の冊子によると「燃料」として活用されているとのこと。リサイクルの一環として、最終的に燃やすのであれば一般のごみと同様に処理しても良いのではないかと思います。取り残された資源ごみは美観も損なうし、マナー違反の注意を施したNGシールを張る手間を考えたら、非効率的ではないかと思います。「資源ごみ」にかかわらず、ごみ行政全般を見直す必要があるものと考えますが、見解をお聞かせ願いたい。

【回答】

ごみ出しマナーの啓発については、広報紙や市ウェブサイト等での周知に加え、転入転居時に自治会未加入者も含めた情報発信を行い、効果的な周知・啓発に努めています。資源ごみのその他プラスチック類については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の地方公共団体の責務として、「市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」また「市町村は、国の施策に準じて、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別基準適合物の再商品化等を促進するよう必要な措置を講じること」に努めなければならない。」とされています。現在本市では、周辺にプラスチック資源を専門に製品原料化できる事業所がないため、回収したプラスチック資源を民間業者に引き渡し、燃焼時のエネルギーを回収して利用するサーマルリサイクルを継続しています。

今後も、市民の皆様一人ひとりが、ごみの分別・再資源化にご理解ご協力をいただけるよう、取り組んでいきます。  
(生活福祉部生活環境課)

**【意見・要望】 岩出市指定資源ゴミ袋について**

資源ゴミの分別と搬出については日頃から協力させていただいておりますが、良し悪しは別にしたとしても、近年はプラ製品が多く、既存の資源ゴミ袋（市指定の「資源ゴミ兼用袋」）１種類では扱い辛い事が多くなっています。可燃ゴミならある程度は圧縮し、詰め詰めで搬出することも可能ですが、プラ製品はなかなか圧縮もし辛いです。

岩出市は「ごみ有料化」の実施を１８０度転換することもないと思いますし、最近は、可燃ゴミ袋で１０Ｌ袋が仲間入りしたこともあります。

そこで、どうせ有料のゴミ袋を購入する必要があるのなら、もっと利便性を図るためにも、可燃ゴミ袋で４５Ｌ袋の様なしっかりとした厚みがありマチ付きでもう少し大きな資源ゴミ袋を加えていただきたく強く要望します。

**【回答】**

資源ごみ袋については、長期保存で腐敗等の問題がなく、可燃ごみと違い収集日も週１回ということから、可燃ごみ袋の大きに相当する４５リットル１種類としています。規格につきましては、色々ご要望はあると思いますが、現在のところ変更は考えていません。

市民の皆様におかれましては、引き続きごみ減量化・再資源化にご理解ご協力をお願いします。  
(生活福祉部生活環境課)

**【道路】**

**【意見・要望】** 生活道路環状化事業（市道金屋荊本新設ほか）に関する要望  
市道金屋荊本線の新設区間及び既存道路の安全対策を求めます。

①金屋荊本線の安全対策について

「安全な通学路確保のため」とされていますが、金屋荊本線は曲線が多く、見通しが悪い区間が存在するため、重大事故につながる危険性が高い状況です。

重大事故が発生する前に、早急な安全対策の実施を要望します。

②生活道路環状化事業の場所について（図面による説明の要望）

現状、住民向け資料では事業位置が十分に理解しにくいいため、事業範囲を示す図面の提示を求めます。

住民が理解しやすいよう地図上にルートを明示した図面の公開を要望します。

これらを示すことで、住民が事業の目的・効果・完全性を正しく理解できるようになります。

【回答】

①金屋荊本線の事業目的に「安全な通学路」もあり、両側に歩道を設置しています。

また、道路の見通しについては道路構造令に基づき計画しており問題はないと考えます。

なお、具体的な安全対策の意見については、関係自治会等を通じて要望いただければ必要性を含め検討します。

②生活道路環状化事業とは、幹線道路に繋がる双方向の道を整備し、道路を環状化することで、日常生活の利便性はもちろん、災害時・緊急時の安全・安心を確保する事業です。金屋荊本線については、幹線道路の市道安上中島線から県道小豆島岩出線を経由して県道泉佐野岩出線までを結ぶ新設道路となります。

なお、ルートを明示した図面については公表しています。（事業部土木課）

【意見・要望】 抜け道増設の要望

当班の住宅地は外部に繋がる道路が１本しか存在しない「袋小路」の構造となっております。そのため、災害や事故等により、この唯一の道路が寸断された場合、近隣４０軒以上（アパート住民を含む）の世帯が完全に孤立し、車での移動はおろか徒歩での避難も極めて困難な状況に陥ります。現利用の道路は道幅が大変狭隘であり、日常的な車の脱輪や接触事故の危険性が高いだけでなく、ひとたび大地震等で家屋が倒壊した際には、完全に道路が閉塞してしまいます。これにより、住民の避難が不可能になるばかりか救急車や消防車などの緊急車両も進入できず、人命の救助に重大な支障をきたすことが強く、懸念されます。地域住民が安全に安心して暮らせるようまちづくりのため、早急な対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

・災害時の避難路及び代替路となる「抜け道」の増設（道路新設・拡幅）

【回答】

ご要望の道路新設・拡幅については、県道和歌山打田線からの進入部分で開発による拡幅計画がありますが、諸事情により遅れております。

また、進入部分に引き続き、開発予定地北側については、貴地区から拡幅要望が提出され、地権者から土地協力の同意も得ていますが、進入部分の開発と同時に進める計画としていますので、ご理解ください。

なお、道路新設の計画はございません。

(事業部土木課)

**【意見要望】 道拡幅**

西国分住友団地北東出入口から農免道路（交差点名は「水栖東」）へ抜ける道は狭く車両の対向が出来ません。見通しも悪く、対向車同士が中央付近で揉めているのを良く見掛けます。カーブミラーを設置して頂きましたがあまり効果がない為、拡幅など出来ないでしょうか？

**【回答】**

要望箇所の道路拡幅については、前提として用地の協力が得られることが不可欠であり、隣接土地所有者の用地協力が頂ければ検討します。

なお、同様の要望が市内全域から多数あり、安全性、緊急性を判断し必要性の高い所から実施しているところですので、ご理解よろしくをお願いします。 (事業部土木課)

**【意見・要望】 農免道路の改善について**

西国分サンライズマンション3、南側農免道路センターライン上の縁石（反射板）が高いためカーブで大型トラック等が乗り上げた際に、音や振動が激しいので改善をお願いしたい。

**【回答】**

ご要望の箇所について、以前から道路鋸（チャッターバー）の撤去を検討しておりましたが、警察より事故防止の観点から残してほしいと依頼がありましたので現状の対応としています。

なお、公共下水道工事に伴い再度警察に相談したところ、現況より低い道路鋸（高さ5cm から2cm）への交換について同意が得られましたので、令和9年6月頃の下水道工事に伴う舗装復旧に併せて交換します。 (事業部土木課)

**【意見要望】 農面道路 木積川の上にかかる橋に歩道をつけて下さい。**

農面道路の交通量が増え、大型トラック トレーラーが多く走るようになりました安全に歩行(通学)できるように歩道をつけて下さい。

**【回答】**

ご要望の歩道（橋）新設については、木積川橋の東西区間は住宅が市道（農免道路）に近接している状況です。

また、当該橋梁には、市内への給水や紀の川市との連絡管として利用している重要な水道管（Φ300）が、橋の側面部分に設置されています。歩道を設置する場合は橋の

側面に歩道橋を設置する新たな空間を確保する必要がありますが、現在は水道管が設置されているため確保することができません。このことから、歩道や歩道橋を新設することが大変困難です。

なお、歩行者の安全確保のため、道路の路肩部に緑の通行帯（グリーンベルト）を新設するとともに、車両に対して歩行者注意の看板や道路標示を7月13日に新設し注意喚起しています。（事業部土木課）

**【意見・要望】 道のコンクリート舗装**

この道は、国道や広い道に通じていて、農業従事者や近隣の住民が農作業や散歩、通勤に利用しています。しかし、一部の道は舗装されていません。雨が降れば水たまりがあちこちにできます。又、土が柔らかい時も通行するため、自転車や車のタイヤの跡で道がでこぼこになっており、年々、土がえぐられています。このような状態で道を使用していれば、5年後、10年後は、さらに悪くなってしまいます。

私は、昨年、自転車で田の水を見に行く時、土の凸凹にハンドルをとられ、転倒しました。一昨年は、道が南側に傾いているため、少し水平な用水路側を通っていて、自転車ごと用水路に落ちました。どちらも自分の不注意ですが、道がコンクリート舗装していれば、転倒していなかったのではと思います。

道の草刈りも重労働です。先日、うちの田に面した道の草刈りをしました。草刈り機で刈ったのですが、刈った後、しばらく手がしびれていました。刈った草は100ℓのバケツ山盛り2杯あり、その草は家に持ち帰りました。

高齢になり、いろいろなことで米作りがだんだんとしんどくなってきました。少しでも長く米作りを続けられるように、またこの道を利用する人が、安全に通れるように、コンクリート舗装を是非お願いします。予算がなければ毎年少しずつコンクリート舗装をお願いします。

**【回答】**

ご要望の件については、隣接者や地元関係者の同意を得て自治会から要望書をいただければ、現地を確認し必要性の有無を含め整備方法を検討します。

なお、農道の舗装工事については、市営土地改良事業分担金条例や岩出市土木事業施工規定に基づき、受益農家戸数2戸以上、幅員2m以上が必要で、特に利益を受ける者（受益者）から分担金（工事費の20%）を徴収していますのでご理解よろしくお願いします。

（事業部土木課）

**【意見・要望】 自治会内幹線道路上の街路樹について**

ケヤキを路線バスが通る道路沿いに植えていただいているが、老木、倒木の危険性からか伐採して、敷地そのものをコンクリートで覆う処理を行っている。ケヤキは、昭和40年代に流行った樹木であり、開発時期と一致するように思う。ケヤキは2階建て家屋よ

り高くなる木であり、その葉は樋に溜まりやすく、詰まりの原因にもなる。団地内のケヤキは、近年、強剪定を続け元気のない状態（老木）になっているように思う。そして老木を理由にケヤキを伐採してコンクリートに埋めてしまうというのは「岩出市の環境をまもる条例」や「岩出市都市計画マスタープラン」等の考え方とは逆行しているように思うが市としての考えなのでしょうか？そもそもケヤキの植栽は誤りでないのか？そこで要望であるが、毎年の剪定費用を抑えるため、低木樹木に交換としていただきたい。イニシャル費用がかさむのであれば、例えば毎年 5 本ずつと計画的な入れ替えてをしていただけないのか、検討をお願いします。

【回答】

本市では、全国的に街路樹の倒木被害が発生していることから、毎年剪定業務終了後の 11 月頃に点検業務を実施し、その結果、倒木の恐れがある街路樹については、安全確保の観点から翌年度伐採を実施しています。これまで、街路樹の剪定方法は貴自治会に確認するとともに、伐採についても要望をいただき対応しています。その跡地についても、伐採後の形状（花壇やコンクリート）を相談させていただいています。なお、花壇にする場合は、花の種を支給する制度があります。

また、伐採後の新たな植栽の考えはございませんので、ご理解よろしくをお願いします。

（事業部土木課）

【意見・要望】 カーブミラーの設置のお願い

場所：県道粉河加太線沿いの根来地内 農業資材販売店と焼き鳥店の前の T 字路

理由：農業資材販売店の横の道から粉河加太線にでる際に、見とおしが悪く、自転車等に気付かず、歩行者を足止めさせたり、車を後退させる事があります。その度にミラーがあればと思っていました。

【回答】

ご要望のカーブミラーについて、6 月 29 日に設置しています。（事業部土木課）

【意見・要望】 カーブミラー設置について

市道野上野清水線沿いの中迫地内ラーメン屋の西側カーブで南側から走行して来た時、右側向きのカーブミラーはあるが左からの自転車等が見えない。時折すごいスピードで突然飛び出して来る自転車等がある。非常に危険である。左側向きのカーブミラーを設置してほしい。

【回答】

ご要望の箇所のカーブミラーについては、6 月 8 日に設置しています。

（事業部土木課）

【意見・要望】 ガードレール設置

金池 420 番地付近の相谷川沿いの道路は通学路に成っており、自転車・歩行者が多く通りますがガードレールが無いので危険です。取付検討宜しくをお願いします。

【回答】

ご要望の件については、北側は開発時に拡幅し幅員が 3.3m から 4.2m であるため転落防護柵を設置していますが、ご要望の箇所は幅員が 2.4m と狭く車両の通行に支障が生じるため設置できません。

なお、通学路に指定していませんが、歩行者等の安全対策のため「転落注意」の警告看板を 7 月 30 日に設置しています。  
(事業部土木課)

【河川・水路】

【意見・要望】 春日川堤防の年 2 回草刈りについて

春日川の堤防は河川の保安全管理という大きな目的とともにジョギング・散策等区民の憩いの場や農作業道等としても役割を果たしています。毎年草刈りを実施して頂いているところではありますが、4 月～8 月の夏草等の繁茂が強く視距の確保が難しくなり防犯上の問題や害虫の生息場となるなど周辺環境に大きな影響を及ぼしています。

周辺農家は田植え前（5・6 月）と収穫頃（9・10 月）の 2 回害虫駆除も含め、自主的に草刈りを行っているところでもあります。年 2 回の定期的な草刈りを関係機関に強く要望願います。

【回答】

春日川の管理者である県に要望したところ「春日川周辺の利用者や地元住民の方々の自主的な草刈り等ご協力いただき感謝しております。県では河川清掃などの河川愛護活動を行っている河川愛護会に対して奨励金を交付する制度がある」と聞いています。

「春日川堤防の草刈については、著しく繁茂する 8 月に河川管理上支障のある範囲において実施している状況であり、ご要望の年 2 回の草刈りについては、管内の管理河川において年 1 回の草刈りができていない河川がある状況の中、優先的に 2 回実施することは困難である」と聞いています。

なお、「流水を阻害する樹木があるなど治水の安全確保の観点から支障がある場合は、状況に応じて適宜対応する」と併せて聞いています。

市としまでも県に対し強く要望します。  
(事業部土木課)

【意見・要望】 住吉川河川改修工事

早急に（相谷川の）越流堤まで住吉川改修をお願いします。

【意見・要望】 住吉川の改修

【意見・要望】 住吉川の改修

梅雨も近づき、大雨にならない様にいつも願っています。住吉川の改修を一日でも早くしていただきたいです。

【意見・要望】 住吉川改修工事について

近年の温暖化による天候不順のため、突然の豪雨等で吉田地区が以前のように浸水しないか不安があります。高樋橋から、越流堤までの住吉川河川改修工事を、早く進めていただきたい、よろしくお願いいたします。

【意見・要望】 住吉川河川改修整備工事について

・水害対策について

年々の気象変動により暑さや豪雨といった線状降水帯などによる被害が多くなっている今般吉田区として気象状況により一番敏感になっています。1時間に50mm以上の雨量を耳にすると脅威で心配でおちつきません。どうか確実な進捗、完成をお願いします。

【意見・要望】 住吉川改修工事について

高樋橋から上流部についての進捗状況をお聞かせください。

【意見・要望】 住吉川の河川改修を早急にして頂きたいです。

【意見・要望】 住吉川改修工事について

度重なる豪雨時による増水により、この地域への影響を考えると、住民にとって改修は重要な問題であります。近年の気象状況を考えますと、これまで以上に迅速な改修工事の完了を切に要望申し上げます。

【意見・要望】 住吉川改修工事

昨今の線状降水帯の発生や想定外の大雨による水害対策のために高樋橋から上流の農免道路まで改修工事早期着工完成を県に働きかけをお願いします。

【意見・要望】 住吉川の改修工事について

表題の改修工事について、中黒まで進んで頂き、吉田区では水害の対策として六箇井本線から住吉川への放流をして頂けている分少し楽になっている様でありがたく思っております。反面、さらに上流や山の方面より降水の多い時は、まだまだ怖いと思える事があります。顕著な大雨は年々各地を脅かしている中、一日でも早く、この工事をさらに上流まで進めて頂きたくご要望申し上げます

【回答】

住吉川河川整備事業の進捗については、県道小豆島岩出線に架かる高樋橋周辺までの工事が完成しています。

引き続き高樋橋から上流部について、令和6年度から用地取得に着手していただいております。令和7年9月に護岸工L=100mの改修工事を発注していただいております。さらに上流になります、護岸工L=60mの改修工事と高塚1号橋（お地藏さん付近）の架け替え工事を令和8年9月に発注する予定と聞いています。

また、今後も河川改修の円滑な進捗のため、予算の確保に努めていくと併せて聞いてい

ます。

本市としましても、一日も早い事業完成に向けて県に協力して事業を進めます。

なお、県河川事業の進捗については、これまでも市政懇談会に寄せられたご要望などをもとに、早期完成に向けて強く要望するなど県に対し積極的に働きかけ、また市長会を通じて県知事に対し更なる事業費の確保について要望しています。（事業部土木課）

【意見・要望】 住吉川改修工事の御礼及び今後の上流部工事への期待

住吉川が以前の吉田区水害時に比して格段の排水能力をもちつつあると感謝いたしております。しかしなお、大雨降雨時には吉田区北部・東部方面からかなりの水量が六箇井用水路へと流れ込んでいる現状は変わらず、高樋橋より上流部へ、相谷川にある越流堤等を越え、当河川改修工事の完了を切に願っています。

以下の２点についてお尋ねいたします。

１ 紀の川水系紀泉圏域河川整備計画によると、改修工事は住吉川の農免道路付近まで、相谷川、原川が含まれていると認識していますが、現在、この計画に変更点があるのか。また、現時点で工事完了はいつ頃とみているか。

２ 高樋橋付近までの改修工事が完了した現時点で、吉田区内の浸水に対する現状はどう認識しているか。

【回答】

１ 点目、住吉川については、平成２６年７月に和歌山県が「紀の川水系紀泉圏域河川整備計画」を策定しており、この中で整備の対象区間が位置付けられています。

住吉川の整備区間としては、浄化センター付近から市道山西国分線（通称：農免道路）までの約３kmの区間と、支川になります相谷川の住吉川合流部から市道山西国分線までの０．１６kmの区間を整備の対象とし、河道拡幅などを実施していただいています。なお、原川については整備計画に含まれていません。

また、令和元年度からは「大規模特定河川事業」として、国の補助事業に採択されたことにより、さらに計画的、集中的な事業の進捗が可能になったと聞いています。現時点では、この計画の対象区間については、変更点はないと聞いてます。

整備計画の対象期間については、平成２６年度から概ね２０年とされています。

次に２点目については、住吉川改修事業とともに、高樋橋付近において農林水産省による国営総合農地防災事業として、六箇井用水路から住吉川への新たな放水路として「住吉放流工」が令和６年３月に供用（通水）を開始しています。

住吉川の改修工事とともに六箇井用水路の全量が流れる「住吉放流工」が完成したことにより、吉田地区の浸水被害が大幅に軽減したと認識しています。

ただし、根本的な浸水被害の解消は、住吉川の上流の相谷川からの越水対策であり、越流堤までの事業完成が喫緊の課題になります。

本市としましても早期完成に向けて県に協力して事業を進めます。（事業部土木課）

**【意見・要望】 住吉川改修工事について**

高樋に放流工が、完成し水害減災となり区民一同感謝し喜んでいます。

しかしながら、その一方で和泉山脈よりの雨水流出量も多く、吉田区での発生危険度が、年々高まっています。令和6年7月1日1時間雨量114mm記録し、同程度の雨量令和6年6月に1回、令和6年7月に3回記録しています。高樋に放流工が完成してなければと思うと恐怖を感じます。天気予報で大雨予報になると不安で一杯になります。

今後の住吉川改修工事現状及び今後の計画、障害となる点について、説明会を近日中に開催される事を強く要望致します。

**【回答】**

今後、住吉川改修工事において必要に応じ説明会を開催すると聞いていますが、今後も県に対し強く働きかけます。  
(事業部土木課)

**【意見・要望】 住吉川等の改修工事について**

和歌山市から当地区に移住してから50年余となります。

台風が来るたびに、水害で、軽自動車天井だけ見えて、水に浸っていたのが、忘れられません。現在、六箇井の上流となる住吉川等の河川改修が進んでいないと思います。

来年の予算獲得に、ぜひとも頑張って頂きますよう、お願い申し上げます。

**【意見・要望】 住吉川の整備事業について**

近年、豪雨や台風により、想定をこえる水の被害のニュースが増えていると感じています。ゲリラ豪雨というワードもよく使われるようになっていないのでしょうか。当自治会においても、地元住民の声として、いつ同じようなことが起きてもおかしくないと生活や安全が脅かされている現状があります。

現在、住吉川の整備事業が進められてはいますが、河川氾濫のリスクを回避するためにも、必要な工事を早急に進めてほしいと願っています。

工事の遅れは、地域住民の安全や生活、そのほか多くの面で大きな影響を及ぼします。何より重要なのは、私たちの地域が再び水に浸かることがないようにすることです。ぜひとも、行政の皆様には、河川工事の優先度を上げ、迅速に対応していただくことを強くお願いいたします。

**【意見・要望】 住吉川河川整備について**

高樋 六箇井、住吉川の改修を進めて頂きありがとうございます。少しずつ不安感は減ってはいるものの、突然の大雨などが来たら、まだまだ当地区の昔から土地の低い交差点や住宅の水害が心配です。できるだけ早急に住吉川の上流、相谷川と合流する地点やその上の越流堤など当地区に流れてくる河川の改修は進んでいないように思います。他地区の要望も沢山あるとは思いますが、よろしくお願い致します。

**【回答】**

現在工事については関係機関との協議に時間を要し、本体である護岸工事の着手が遅れていると聞いています。

来年度についても引き続き必要な予算を要望していただくよう県に強く要望します。

(事業部土木課)

【意見・要望】 吉田、鴨沼の水害対策について

当地区の住民は少し強い雨が降ると水害を心配している。過去には、何度も浸水の実験をしている。当地区にとって、この鴨沼の地は色々な意味で他者に譲れない深い意味があります。この地は、鴨沼川に面した土地であること。この地は、鴨沼川とともに現在、工事進行中の住吉川や六箇井の受け皿として要の地であること。岩出市の管理下でとりあえず、行政管理して、その後は皆の意見を聞き、低地公園など、都市計画課に指導してもらいながら、排水整備と徐々に開発をすすめることを要望します。

【回答】

ご要望の件について、吉田地区の水害（浸水）対策として、現在県で実施している住吉川改修事業が最も効率的・効果的な対策と考えており、本市としましても、一日も早い事業完成に向けて県に協力し事業を進めています。

このことから、新たな低水公園などの対策は考えていません。

(事業部土木課)

【意見・要望】 自治会内を流れる水路の整備

自治会に6本の農業用水路があり、それが六箇井に合流していますが、中でも境溝が大雨時に水があふれ、道路や家の中まで水があふれてきています。水路の整備や拡張をお願いします。

【回答】

昨年も回答しましたが、「境川」については、県道小豆島岩出線の箇所がボトルネックになっていることから、再三拡幅を県に対し要望しましたが、「境川」に架かる橋梁の上下にN T Tケーブルが通っており、拡幅が大変困難であるため、平成28年度に新たにバイパスのボックス水路を設置していただきました。

ご要望にあります、民家に浸水する恐れがある箇所については、嵩上げ工事等について協議を行います。

本市としましても、「境川」の溢水被害を危惧しており、貴自治会から再三のご要望をいただいていることから、県およびN T Tと協議を行っており、N T Tケーブルに支障がない範囲で新たにバイパス水路が可能か検討を行っていますが、大変厳しい状況であります。

(事業部土木課)

【意見・要望】 水路改修及び緊急車両通行路確保に関する要望

当地区において、溢水被害、狭隘道路、公共下水道未整備。保水力低下の懸念など、住

民の生命・安全に直結する複数の課題が存在しています。

これらの課題を解決するため、水路（通称：たにがわ）の改修及び緊急車両が通行可能な道路幅員の確保を要望します。

要望内容

①水路（たにがわ）の改修

- ・必要流量を安全に流下できる十分な断面の確保

②水路の覆蓋（ふた）による道路化

- ・水路上部を覆蓋し、緊急車両が通行可能な幅員を確保
- ・地域内の交通動線の改善

③公共下水道未整備区域の整備

- ・汚水処理の衛生環境改善

【回答】

地区内の溢水被害の対策については、農林水産省の国営総合農地防災事業の中で、従来、藤崎井用水路に流入していた排水の一部を流入前（上流部）に新たな水路によって分水し、波分川に直接放流する新設排水路、藤崎井水路「波分排水路」を令和５年度から進めていただいています。

令和７年度に用地取得済、令和８年６月に工事発注済みで、令和１０年３月完了予定と和歌山平野農地防災事務所から聞いています。

ご要望の「たに川」の改修は、居住地を流れているため拡幅は大変困難です。

また、水路の蓋掛けについても、隣接者や地元関係者の同意を得て自治会から要望書をいただければ、現地を確認し必要性・緊急性の有無を含め整備方法を検討します。

なお、ご要望の公共下水道未整備区域においては、接道として利用されています通路幅約２ｍの里道及び水路内に下水道管を布設する必要があります。しかしながら、現況では、張り出しコンクリートにより通路幅が確保されていることに加え、水路擁壁が石積み構造となっているため、現状のまま下水道管を布設することは技術的に困難です。このため、下水道管の布設にあたっては、里道及び水路の改修を行い、安全性を確保した上で下水道整備を実施する必要がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

（事業部土木課・上下水道局下水道工務課）

【意見・要望】 山田川の堆積土・雑草等の除去

山田川の湾曲部等に堆積土・雑草等が堆積しております、堆積土・雑草等の除去を要望いたします。梅雨時期・台風等による大雨にて堆積土・雑草等が下流に流下した際、河積が阻害される事による河川の増水を危惧しております。

【回答】

河川管理者である県に要望し、令和８年６月４日に堆積土・雑草等を除去していただいております。

（事業部土木課）

【意見・要望】 記念碑の周りの土地管理について

船戸地区から河川に降りる階段近くにある記念碑の周りの土地は建設省の所有と聞いていますが、今までほぼ管理ゼロでその碑の西側にはサツキが植えられていましたが、新道路が出来た折、周りの建物が撤去され、日陰がなくなり枯れてしまっています。そして、その枯れたサツキに草がからみあっている状態です。一度枯れたサツキを植え替える等、ちゃんと整理してきれいにしたい。

又、その降り口にあるポール2本も破損しているので交換して下さい。

【回答】

土地所有者である国土交通省に確認したところ、「サツキ」は国で植樹していないため管理も行っていないが、草刈りについては、今後、年2回実施すると聞いています。

なお、陸開への降り口にあるポールの破損については、県において改良工事施工時に設置したため6月18日に取り換えていただきました。  
(事業部土木課)

【意見・要望】 生活道路の冠水解消の要望

当班の住宅地は外部に繋がる道路が1本しか存在しない「袋小路」の構造となっております。特に近年は、局地的な豪雨の頻発に伴い、隣接する農業用水路の溢水による道路冠水が度々発生しており、住民の安全な通行を著しく脅かしています。地域住民が安全に安心して暮らせるようまちづくりのため、早急な対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

農業用水路の溢水及び生活道路の冠水を解消するための排水機能強化・冠水対策

【回答】

排水機能強化・冠水対策については、これまで大町、高瀬、宮地区の浸水被害の解消・軽減を図るため、大町排水路対策工事（平成30年完成）、北川排水路対策工事（平成29年完成）、引き続き下流になります六箇井水路の根来排水路（令和3年）が完成しています。

また、ご要望地区下流の宅地開発において、県道小豆島岩出線までの区間では、流量を拡大し開発を行っています。

なお、ご要望地から開発地までの区間（約50m）については、改修に向けて進めます。  
(事業部土木課)

【意見・要望】 水路に面する泥あげ場について

- ・岩出市有地の泥あげ場に生える草木の処理
- ・泥あげ場に隣接する私有のフェンスにつる草が巻き付つく
- ・水路の泥あげ（溝ざらえ時）当家1軒だけで以前よりしている。

改善策をお願いします。

【回答】

ご要望の岩出市有地の泥あげ場は、法定外公共物（里道・水路）として市の管理地となっていますが、従来から農業用道路や農業用水路として地域に密着した形で地域住民が利用しているため、地域の方で維持管理をお願いしています。

なお、自治会から要望いただければ、コンクリート等の原材料支給の制度（１年で１回の支給：１０万円まで）をご利用いただけます。（事業部土木課）

## 【空家対策】

### 【意見・要望】 放置空き家について

空き家の建物も傾いて崩れかかっています。強風で瓦が飛ぶととても危険です。私の家にくずれそうです。害虫、動物住みついております。雑草も生い茂っています。台風、地震で空き家が崩壊する恐れがあります。至急対策をお願いします。

### 【回答】

本市では、管理不全空家等に対し「改善通知」を送付するなど、他法令と連携しながら改善指導に取り組んでいます。また、通知後、対応のない空家等については、定期的に現場確認を行い、継続して再指導を行い、それでも改善されない場合は、「勧告」により固定資産税の住宅用地特例の適用除外を実施するなど、所有者等に改善意識を持って頂くため、「空家特措法」に基づき、厳しい対応をとっています。

ご質問の物件につきましては、所有者に対して平成 30 年に最初の通知を行って以降、所有者変更や一部改善もありましたが、本年度に至るまで、定期的に現場確認のうえ指導等を行ってきました。この間、雑草の除去や、瓦の落下防止のためのネット設置などの対応はありましたが、老朽化した家屋の除却はおこなわれておらず、また、雑草の管理も定期的に実施されないことから、根本的な解決にはいたっていません。このことから、令和 7 年 12 月からは勧告に切り替え、令和 8 年 6 月には再勧告をおこなうなど、所有者に対して強く改善を促しています。

今後も引き続き所有者に対する働きかけを行い、改善に向け継続して取り組みます。

（事業部都市計画課）

## 【学校給食・子育て】

### 【意見・要望】 学校給食について

学校給食のデザートの回数を増やしてほしい。

### 【回答】

デザートについては、行事等に合わせて提供しています。昨今の物価高騰の影響により

多くの食材が高騰しており、学校給食は、国が定める（学校給食摂取）基準に基づき、限られた予算の中で、1食あたりの栄養価を考えて献立を作っており、質や量の低下を招くことなく児童生徒に提供することを本旨としておりますので、保護者の皆様のご理解をお願いします。  
(教育部教育総務課)

【意見・要望】 学校給食について

パンに付けて食べるジャムやチョコ、バターなど、必要な人だけでも使えるようにしてあげてほしい。

【回答】

必要とする児童生徒のみに提供するといった一部の食材等を用意した場合、栄養面、安全面、アレルギー、衛生管理の観点から望ましくないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。  
(教育部教育総務課)

【意見・要望】 学校給食について

冷えたパンがめっちゃくちゃ硬いそうで、冷めてももう少しやわらかいパンを開発してあげてほしい。

【回答】

岩出市の学校給食のパンは国産小麦粉を使い、学校給食用の材料配分で、委託業者に当日の朝、焼いていただいています。

市販のパンより噛み応えがありますが、添加物が使われておらず、小麦本来の香りと甘みが十分に引き出され、しっかりとした味わいが特徴だと自負しております。

保護者の皆様におかれましても学校給食共同調理場では、今年度も学校給食について市民に知っていただく、一般向け試食会を秋頃に予定しておりますので、是非ご賞味いただければと思います。  
(教育部教育総務課)

【意見・要望】 オーガニック給食を要望します

和歌山市では、R5年10月にオーガニック給食を取り入れる取組みを始めています。成長期である子どもの身体に、できるだけ国産・オーガニック食材を提供して頂きたいです。千葉県いすみ市では、給食に使用のお米を有機米に変更して、その田んぼの田植え、草ひき、稲かりを子ども達も手伝っています。普段口にしていない給食の食材の作り手さんの顔が見えることで感謝して食べることにもつながると思います。

医療費の無償化も大切ですが、病気にならない身体を作る土台である食に必要な予算を使って頂きたいです。

【回答】

学校給食は、国が定める（学校給食摂取）基準に基づき、限られた予算の中で、1食あたりの栄養価を考えて献立を作っており、質や量の低下を招くことなく児童生徒に提供

することを大前提としております。

加えて物価高騰の中、他の食材においても1日の食数約4,330食分の食材の大量調達、大量調理を行う学校給食共同調理場におけるオーガニック給食の実施は困難であると考えております。

なお、児童生徒の給食は、農業や食文化への関心や理解、生産者への感謝の思いをもってもらうための食育指導を行っており、今後も国産国消を基本として、児童生徒に安心安全に栄養バランスのとれた献立づくりに努めてまいります。（教育部教育総務課）

**【意見・要望】 屋内プレイエリア建設**

天気を気にせず遊べる屋内プレイエリアが増えるといいと思う。真夏や雨の日も安心できる。昔と違い、夏が長く外に出て遊ばせることに危険を感じるようになった。

**【回答】**

ご意見いただきました、屋内プレイエリアの建設についてですが、ここ数年、夏の暑さが猛暑、酷暑となり、戸外で遊ぶことが困難な状況になっているのは、充分認識はしています。

現在、子どもが遊べる屋内施設については、未就園児を対象として、総合保健福祉センターと岩出保育所内に地域子育て支援センターを設置し、平日だけでなく、土曜日も開設し、保護者と一緒に安心して遊べる環境を整えています。また、小・中学生には児童館において、天候に左右されず自由に利用できるようにしています。

引き続き、子育て世帯の皆さまが安心して生活できるような施策の充実に努めます。

なお、生涯学習課では、「総合体育館アリーナで遊ぼう!」として、不定期ではありますが、市のウェブサイトや広報紙で周知を行い、土曜日の午前10時～午後4時までアリーナ（大ホール）を開放し、卓球・バドミントンを楽しんでいただき健康と体力の保持増進をサポートできるようにしていますのでご利用ください。

（生活福祉部子ども家庭課、教育部生涯学習課）

**【意見・要望】 さくら公園、わんぱく公園の改修**

わんぱく公園に野球のホームベースの設置、さくら公園にバスケットゴールの復活をして、それぞれの公園で子どもたちが、遊べる環境を作ってほしい。騒音や危険など、今はいろいろ言われますが、子どもたちが遊べる場所を公共として作り、育むことが大切だと思います。

**【回答】**

わんぱく公園に野球のホームベースの設置につきましては、様々な利用目的で広場を使用いただくため、設置予定はございません。

さくら公園のバスケットゴールについては、平成26年に、近隣への騒音問題から、自治会の要望により撤去した経緯があり、その際、再設置できない旨お伝えしていますの

で、新たに設置する計画はありません。

(総務部総務課・事業部都市計画課)

## 【文教施設・設備】

### 【意見・要望】 芸術文化活動、表現情報発信できる場所

文化、アート、クリエイターなどが表現、発信、展示など色々できるような設備が整った施設で、駐車台数が確保できる場所があっても良いのではないかと思います。皆が気軽に安く使え、駅からも近いのが理想。

### 【回答】

文化、アート、クリエイターなどが表現、発信、展示などができ、駐車台数を確保できる施設としては、体育施設ですが市民総合体育館があります。市民総合体育館は、スポーツだけでなく、芸術文化活動など多目的に使用いただける施設となっており、300台以上駐車可能な駐車場も備えています。

また、駅から近い施設としては、規模は大きくありませんがJR岩出駅から徒歩4分ほどの距離に岩出地区公民館があります。同公民館1階の大会議室は、60名程度まで収容可能で、ピアノも設置しており、芸術文化活動をしていただくことも可能で、気軽にご利用いただけると考えています。

現在、新たな文化施設の建設予定はありませんので、前述の施設などを活用いただいて文化芸術活動を行っていただければ幸いです。これからも市民の皆様に快適にご利用いただける施設の整備や管理運営に努めてまいります。

(教育部生涯学習課)

### 【意見・要望】 当地区（山崎小学校区内）に岩出図書館の分室を作ってほしい

岩出市の各小学校区に図書館がありますが、当地区の子ども達が、自分で行ける所に図書館がありません。根来、岩出駅前、山崎北（総合保健福祉センター）にはあるのですが、山崎小学校区には児童・生徒が自力で行けるところにないのです。（山崎小学校の低学年は1人で校区外に行ってはいけません。）

静かな環境で読書をしたり、学習したりできる施設があれば、自宅に大人が不在の家で過ごしている子ども達も、落ち着いて自分の興味・関心を広げられる読書が出来、有意義な時間を過ごせるのではないのでしょうか。

次世代の岩出市民を大切に育てる重要な仕事だと思うのですが。

根来の図書館のような立派な物は、無理だとしても、小さくても落ち着いて読書・学習できる場所を作ってください。

### 【回答】

岩出図書館では、開館以来、図書館ネットワークを活かした地域密着型の運営を進めてまいりました。分館・分室の設置につきましては地域バランスや運営体制、財政面などを

総合的に勘案して設置しており、新たな施設の設置は予定しておりません。

自習スペースのご利用については、小学校４年生以上の方には岩出図書館分室の中央公民館図書室をお使いいただけます。また、低学年の児童の皆さんには山崎地区公民館図書室（学習ルーム）や曾屋教育集会所の大会議室や和室をご利用いただければと思います。

今後も、地域の皆様にとって利用しやすい図書館サービスの提供に努めてまいります。

（教育部岩出図書館）

【意見・要望】 上岩出地区公民館に２２インチポータブルＤＶＤプレーヤー設置要望

市役所の包括支援センターは岩出げんき体操の DVD データーをダビングしてくれますが、肝心の再生する機器が公民館にはございません。実際に活動している者が体操をする際に不便であるのはいかがでしょうかと思います。一人でも多くのシニア世代が健康であって欲しいと願うのであれば各公民館に DVD を簡易に再生できる画面が大きなポータブル DVD プレーヤーの設置を切望します。上岩出地区公民館に 22 インチポータブル DVD プレーヤーを公民館の備品として設置していただき、公民館で活動するあらゆるグループが必要な時に貸し出してほしい。

【回答】

平素は、公民館をご利用いただきありがとうございます。

岩出げんき体操では、公民館の大会議室をご利用いただいておりますが、公民館の映像設備としては大会議室にスクリーンを設置しており、映像設備については、プロジェクタ等の映写機器を持ち込んで利用いただくことを想定しています。

公民館の設備や備品については、多くの方によりよく公民館をご利用いただけるよう整備や拡充に努めているところです。しかしながらご意見のあったポータブルＤＶＤプレーヤーは、限られた利用者向けの備品であり、本来公共で購入する備品は、特定の個人や団体が独占せず、すべての利用者が平等かつ安全に利用できることが原則となりますので、ポータブルＤＶＤプレーヤーの設置は考えておりません。

なお、地域包括支援センターでは、自主グループの活動に必要なＤＶＤデッキ等の機器類は、グループ側でご準備いただくことになっています。

（教育部生涯学習課・生活福祉部保険介護課）

【意見・要望】 大宮緑地総合運動公園の拡張整備に関する要望

大宮緑地総合運動公園について、現在の借地部分を地権者へ返却したうえで、根来川右岸側の西側を含む一帯を新たな河川公園として再整備することを要望します。

本公園は、母なる川である紀の川に隣接し、岩出市の重要な観光資源であるにもかかわらず、岩出市観光ビジョンに紀の川の活用が十分に位置付けられていない状況です。紀の川・根来川の持つ自然環境と水辺空間を最大限に活かし、地域の魅力向上と観光振興につ

ながら整備を求めます。

大宮緑地総合運動公園と紀の川・根来川の水辺空間を一体的に再整備することは、岩出市の観光振興・地域活性化・防災意識向上に大きく寄与する重要な施策です。

借地返却を契機として、ぜひ新たな河川公園としての整備をご検討いただく、ここに要望いたします。

【回答】

紀の川は、本市の重要な地域資源であると認識しています。

一方、観光ビジョンでは、今後１０年間で重点的に取り組む施策を整理しており、現時点では、滞留時間の延伸や消費拡大（外貨獲得）に直結する拠点づくりを優先しています。そのため、駅前観光案内所や道の駅、主要観光資源を結ぶ周遊を戦略の中心に位置付けているため、大宮緑地総合運動公園を含む紀の川は、現在のビジョンにおいて記載しておりません。

大宮緑地総合運動公園における借地部分に関しては、野球場、多目的競技場を跨ぐ主要施設を含んでおり返還することは困難な状況です。

また、現時点において当該公園の整備計画の変更は予定しておりません。

（事業部産業振興課・教育部生涯学習課）

【下水道】

【意見・要望】 下水道改造資金の助成金制度

下水道供用開始後、期限内に接続すれば水洗化資金が助成されるようになっていきます。世界情勢の変化（中東問題）のなかで、資材高騰・遅れが予想されます。今後は工事も遅れる可能性も考えられ、助成金（期限と金額）の枠を広げることはできないでしょうか。

【回答】

岩出市では、水洗便所の普及を促進し環境衛生の向上を図ることを目的として、個人が行う公共下水道に接続するための排水設備工事（新築や営利目的のものを除く。）に要する費用の一部を助成しております。

助成金の上限額は、供用開始から１年以内では７万円、２年以内では５万円、３年以内では３万円となっており、早期に接続していただくほどその額は多くなっております。平成２０年の公共下水道の供用開始からこれまでに多くの方にこの制度を活用していただいているため、現行制度を活用のうえ、公共下水道への早期接続についてご理解とご協力をお願いいたします。

期限については、公共下水道が供用開始されてから３年以内に排水設備工事に係る確認申請が市において受理され、受理された日から１８０日以内に完了することを原則としておりますが、期限を過ぎた場合であっても工事遅延の理由によっては例外的に認め

られる場合がありますのでご相談ください。

(上下水道局上下水道業務課)

**【意見・要望】 下水道料金について**

園芸用に水まきをしている家庭では、水を使う量がかかなり多くなって下水道料金がかかって困っております。現状では下水扱いになっている外の水まきに使う分は、下水処理扱いではないようにならないでしょうか。

例えば、家の中とは別に外用の水道メーターをつけてその分を引くというようにすればいかがでしょうか。

**【回答】**

下水道に排出される汚水の量を個別に正確に計量することは技術的に大変困難であり現実的ではないことから、水道水による汚水排出量については、水道使用量をもってその排出量とみなしています（岩出市下水道条例第 19 条第 2 項第 1 号）。

この方法は全国的に同じです。

なお、営業用などで水道水を多量に使用し、水道使用量と下水道に排出する汚水の量が著しく異なる場合にあっては、下水道に排出されていないことが確認できる水量（使用者が自己負担で設けたメーターによる計量が必要）を水道使用量から差し引いて汚水排出量とみなす制度があります（同条例第 19 条第 2 項第 4 号）が、営業用などと比較して使用する水道水の量が少ない家庭用にあっては、水道使用量と下水道に排出する汚水の量が著しく異なるものではないことから、同様の制度は設けておりません。

(上下水道局上下水道業務課)

**【その他】**

**【意見・要望】 観光案内所の案内表示設置**

市制 20 周年の今年 5 月に岩出駅前に完成した観光案内所は岩出市の観光案内の拠点になることが期待されています。

ただ、岩出駅と観光案内所が離れているので、岩出駅で下車した人は場所がわかりにくいと思うので、駅前に大きな表示板や駅構内に案内板を設置するなど岩出市外の人にも場所がよりわかるようにすればどうでしょうか。

**【回答】**

ご指摘のとおり、観光案内所の場所が市外の方にも分かりやすくなるよう、周知の工夫は重要であると考えております。現在、岩出駅構内には JR のご協力のもと、観光案内所の案内ポスターを掲示しております。

また、岩出駅を出てすぐの場所に設置している岩出市観光協会の「岩出市案内地図」にも、観光案内所の位置を新たに表示いたしました。

今後も、地域の皆様や事業者の皆様と連携しながら、観光案内所の周知向上と市外からの誘客に向け、さまざまな取り組みを進めます。  
(事業部産業振興課)

【意見・要望】 シティプロモーションについて

本年1月からNHKの大河ドラマ「豊臣兄弟」が放映されています。天正13年の「紀州攻め」で根来寺が焼失したが、後に秀長が領主となり復興を容認したという歴史的なつながりがあります。この機会を最大のチャンスと捉えて市独自の取組を積極的に行ってほしい。

この大河ドラマについては、和歌山市議会本会議においても取り上げられ、「岩出市、紀の川市などと連携したい。また、働きかけを行っている」旨の答弁がありました。以上のことを踏まえて「豊臣兄弟」にかかわらず、シティプロモーションのあり方をどのように考え、実施していくのかお聞かせ願いたい。

【回答】

大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放映に合わせた市の取組としましては、生涯学習課、民俗資料館、岩出図書館などが行う関連事業について、教育部全体で情報を共有し、各事業と連携して取り組んでいるところです。

民俗資料館では、令和7年6月の歴史学習・講座事業において「羽柴秀長と岩出」と題した講座を開催いたしました。令和8年度では、4月1日(水)～5月11日(月)まで根来寺宝物展「羽柴秀吉・秀長と根来寺～秀吉の紀州攻めを中心として～」を、また、4月19日(日)に展示に伴う講演会「織豊政権と根来寺～信長・秀吉の紀州攻めを中心に～」を開催いたしました。さらに、岩出市制施行20周年記念事業として、「信長・秀吉・家康と根来寺～根来衆の活動を中心として～」と題した令和8年度秋季企画展及びそれに関連する記念講演会を開催する予定としています。

岩出図書館では、5月30日(土)～6月24日(水)に「豊臣兄弟！」や戦国時代に関連するクイズや図書展示を行い、図書の貸出促進に取り組むとともに、「紀州攻め」にかかる郷土資料を活用した図書展示を行いました。

生涯学習課では、市民のふるさと意識の醸成を図る良い機会と捉えるとともに、県外からの交流人口の増加を図る絶好の機会でもあることから、和歌山市の関係機関(和歌山城整備企画課・文化振興課・和歌山市立博物館)などとも相互に連携して、ふるさと岩出の魅力を発信してまいります。

また、産業振興課では「和歌山県観光振興実施行動計画 観光振興アクションプログラム2026」に基づき県が実施する情報発信や周遊施策への参画を行い、原稿作成や取材調整、資料提供などを行っております。

本市は、今年度から第3次岩出市長期総合計画後期計画、第3期岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき施策を進めています。これまで積み重ねてきたまちづくりをさらに発展させ、都市基盤の充実を図りまちの利便性の向上に努めるとともに、本市

に愛着を持っていただけるよう歴史・文化の伝統継承など様々な事業に取り組み、市内外へ情報発信してまいります。それらを通じ、本市に住んでよかったと思っていただき、さらには、市民の方にも本市の魅力発信者となっていただけるよう取り組んでまいりますのでご協力をお願いします。

(教育部生涯学習課・民俗資料館・岩出図書館、事業部産業振興課、市長公室)

【意見・要望】 旧岩出町火葬場の跡地について

区域内に所在することから関係各区から管理費を頂いて草木及び竹の伐採を行っていますが現状の予算では厳しいものがあります。

不法投棄、大木の伐採及び3月～9月にかけての筍折り・除草に苦慮しています。

全国では公園として憩いの場に再利用している地域もある事例から市としてのお考えをお聞かせ下さい。補助金・助成金は無いでしょうか。

【回答】

旧岩出町火葬場の跡地の管理については、地元自治会等における諸活動の一部に該当するものとするため、市では、草・木・竹等の伐採で排出されたごみ等については、処分費を減免対象としています。補助金・助成金はありませんが、不法投棄されたごみの処分に関しても、引き続き可能な限り、クリーンセンターへ搬入を許可させていただきます。

また、ご要望の場所は墓地であるため、再利用はできないものと考えています。

(生活福祉部生活環境課)

【意見・要望】 岡田集会所について

多くの団体の活動・近隣自治会からの使用回数も増加するなど地域に親しまれる重要な施設となっています。

1. 照明器具 蛍光灯をLED照明への切り替え
2. 襖の張替
3. 畳の張替

避難施設として位置づけられる当施設も築後43年を経過する中で施設全体のリフォームを見据えた診断をお願いします。

【回答】

集会所の管理につきましては、日常管理を区・自治会等をお願いし、地域の皆様と一体となった協働作業をお願いしているところです。

なお、岡田集会所は市の公共施設であり、避難所にも指定されているため、これまでも老朽箇所の修繕や故障箇所の取り換えを随時行っているところです。

今年度は、蛍光灯をLED照明へ交換しております。襖及び畳の張替については、来年度以降、順次実施する予定としております。

(総務部総務課)

【意見・要望】 岩出地区コミュニティセンターの管理と利用について

施設利用の際、車で来る方が多いことから、施設の駐車スペースのキャパを超えており、施設近隣の空地（私有地と思われる場所）に駐車する者を多く見かけます。そもそも、その土地は岩出市が所有する土地なののでしょうか？それとも、地権者から利用を許可された土地なののでしょうか？もしその土地が岩出市所有であれば、雑草も多いことから、施設利用者の駐車スペースとして適切に整備いただきたいです。そうでない場合は、私有地の無断駐車・無断利用があると思いますので、その土地を正式に所有・整備するか、地権者から許可を得たうえで適切に管理しながら利用を促すべきです。

管理されていない空地の無断利用を放置すると、ゴミの放置場所や不審者のたまり場になりかねませんので、無断駐車や無断利用を助長しないように対応いただきたいです。

【回答】

ご質問の土地は、現在岩出市所有となっており今年度、整備いたします。

（総務部総務課）

【意見・要望】 地区名変更届け

私は先祖代々中黒の住人です。現在使用されている中黒（なかぐろ）ですが、中野黒木（なかのくろげ）と昔からの言い方に変えて欲しいのです。この中野村と黒木（くろげ）村は平安時代からあった呼び名称です。中黒の呼称は何の歴史観もないです。中野村と黒木村の頭文字を取ったのでしょうか。この名称ではなく、中野黒木と改称（昔の呼称に戻）してほしいです。確然たる歴史があるのだから変更してほしい地区名はそう簡単に変えるものではない。

【回答】

ご提案いただいた内容につきましては、中野・黒木それぞれの歴史的な経緯は十分理解しておりますが、大字中黒は長年にわたり地域に定着しており、住所や各種記録にも広く使用されております。

変更には多くの影響が生じることから現時点で見直しを行う考えはございませんので、ご理解をお願いします。

（総務部財務課）

【意見・要望】 岩出市農業振興地域整備計画の見直しに関する要望

岩出市の農業振興地域整備計画は、約36年間見直されていない極めて古い計画であり、現在の土地利用や地域の実情と大きく乖離しています。

このままでは、地域の発展の阻害、農地の荒廃を招き、地権者の土地活用を不当に制限、新たな街づくりの妨げとなる。など、市民生活に重大な影響を及ぼします。

よって、土地利用者（各権利者）の意向を踏まえ、農用地地区の見直し、さらには計画の廃止を含めた速やかな再検討を強く要望いたします。

【回答】

農業振興地域の指定および農業振興地域整備計画の策定・変更は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国・県・市がそれぞれの役割を担いながら進める仕組みとなっています。まず、国が「農用地等の確保等に関する基本指針」を定め、その指針に基づき和歌山県が「農業振興地域整備基本方針」を策定し、これを踏まえて、市町村が地域の実情に応じた整備計画を定める流れです。

岩出市の農業振興地域整備計画につきましては、ご指摘のとおり昭和48年の策定後、平成2年に一度全面見直しの変更を行い、その後は、随時変更は行っていますが、全面見直しは行われていない状況です。

県の基本方針では、紀北農業地帯は、非農業部門からの土地の需要が最も多い地域であるが、農用地の確保に努めるとなっており、県の基本方針を踏まえ、農業振興地域整備計画については、慎重に見直しを含めて検討してまいります。

一方で、農業振興地域整備計画は、農地の確保や農業振興の基盤となる制度であり、計画そのものの廃止は、農地保全や土地利用の秩序に大きな影響を及ぼすことから、現時点で廃止を予定しているものではありません。  
(事業部産業振興課)

【意見・要望】 信号機の設置について

現在、市道野上野清水線の交通量が非常に多く、人、車での横断が困難な状況となっている。そこで、通学路でもあるスーパーマーケットと喫茶店の交差点に信号機を設置してほしい。

【回答】

信号機の設置については、本市ではなく公安委員会（警察）の所管業務となります。

本市から警察に自治会の信号機設置要望をお伝えし確認したところ、令和5年度に同様の案件で、交通量等の調査を実施しており、当時は信号機設置基準に該当していなかったとのことですが、調査から3年経過していたため、再度、調査をしていただきました。警察が再調査した結果、

○東西、南北道路の交通量を確認するも、信号機の設置を検討する交通量には達していないこと

○東西に横断する歩行者について確認するも、横断者は少なく、横断待ちにより多数の歩行者が滞留する状況はなかったこと

○交通事故発生状況等から見ても、現時点では信号機設置の必要性が低いこと

等の理由から、要望にはお応えすることができないとのことであり、今後、交通量等に変化があった際には、信号機設置の必要性について改めて検討するとのことでした。

(総務部総務課危機管理室)

【意見・要望】 西国分地区にATMを設置して頂きたい

当自治会の住人は今でも紀陽銀行の指定が多いと思いますが、住人もお年寄りが多くなり、車の運転ができない人も増えてきました。病院の入口、高齢者施設の玄関横、家電量販店の入口など 人の出入りの多い場所に設置して頂けます様、働きかけをお願い致します。

【回答】

関与範囲外であるため働きかけはできませんが、株式会社紀陽銀行岩出支店様に御要望内容を伝達いたしました。（市長公室）